

防疫等作業手当の支給の特例を適用する新型コロナウイルス感染症について

令和3年3月8日

総務部

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の廃止に伴い、盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定を整理しようとするものである。

2 改正の内容

盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例附則第3項に定める防疫等作業手当の支給の特例を適用する新型コロナウイルス感染症について、次のとおり改める。

改正後	改正前
<p>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対し、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症</p>

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用する。